

第1章 計画の策定にあたり

1 計画策定の趣旨

- 人生 100 年時代を迎えようとしている中で、市民誰もが、より長く、健康に生活できるためには、健康づくりの取組みをさらに進めていく必要があります。
- 長崎市では、全国よりも早いスピードで人口減少と高齢化が進んでいる中、生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病罹患者が多く、また生活習慣病に起因した寝たきりや認知症等介護を必要とする人々も増加しており、国民健康保険加入者の医療費のうち生活習慣病に係る医療費の割合も約5割と高い状況にあります。
- こうした背景を踏まえて、長崎市では、21世紀の長崎市を「すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活気あるまち」にするために、平成14年3月に市民の健康づくり10カ年計画「健康長崎市民21」（計画期間：平成14年度～平成24年度）を策定し、7つのライフステージ*ごとに望まれる生活の質（QOL）を保つための健康目標を設定し、市民の健康づくりを推進してきました。
- 平成25年3月には「健康長崎市民21」の最終評価において提起された課題等を踏まえ、「第2次健康長崎市民21」（計画期間：平成25年度～令和5年度）を策定し、①栄養・食生活 ②身体活動・運動 ③健康チェック ④こころの健康 ⑤禁煙 ⑥歯・口腔の健康 ⑦環境づくりの7分野において、「健康寿命の延伸」を大目標に、「生活習慣病の発症及び重症化予防」を重点目標に掲げて取組みを進めました。さらに前期5年間の振り返りを踏まえ、後期においては、次の世代を見据えた健康づくりとなるよう、世代別に「市民自ら行う健康づくりの行動目標」と市民が主体的に取り組めるような「支援のあり方としての行動目標」を二本の柱として取組みを展開してきました。
- 国においては、令和6年度からの二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（「健康日本21（第三次）」）の開始に併せ、令和5年5月に国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を見直し、その全部改正が行われました。この新たな基本方針は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性を持つ取組みの推進を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、「健康日本21（第三次）」を推進するものとされています。
- 本計画は、これまでの計画の評価や「健康日本21（第三次）」等を踏まえて策定し、誰一人取り残さない健康づくりを推進し、「すべての市民がいつまでも健やかで心豊かに生活できる活気あるまち」を目指します。
- 本計画に基づき健康づくり施策を進めることは、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の一つである「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」という目標の達成にも資するものと考えます。

*の用語については、参考資料の「7 用語の解説」を参照。

国・長崎県の健康づくり運動と長崎市の健康づくり運動の変遷

	国民健康づくり運動(国)	健康ながさき21(長崎県)	健康長崎市民21(長崎市)
1978(S58)~	第1次国民健康づくり【期間:S53年~62年度】 健康診断の充実、市町村保健センター等の整備 保健師、栄養士等マンパワーの確保		
1988(S63)~	第2次国民健康づくり【期間:S63~H11年度】 ~アクティブ80ヘルスプラン~ 運動習慣の普及に重点をおいた対策 (運動指針の策定、健康増進施設の推進等)		
2000(H12)~	第3次国民健康づくり【期間:H12~H24年度】 ~健康日本21~ 一次予防重視(の改善等) 壮年期死亡の減少 健康寿命の延伸及び生活の質の向上を表現 目標等の設定と評価	健康ながさき21【期間:H13~H24年度】 一次予防重視(生活習慣等の改善) 健康寿命の延伸 生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防等	健康長崎市民21【期間:H14~H24年度】 ライフステージ別に、望まれる生活の質(QOL)を高める 個人の健康を支えるための取組み
2013(H25)~	第4次国民健康づくり【期間:H25~R5年度】 ~健康日本21(第二次)~ 健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標 生活習慣に加え社会環境の改善を目指す	健康ながさき21(第2次)【期間:H25~R5年度】 健康寿命の延伸、健診による健康づくり 生活習慣病の重症化予防 生活習慣及び社会環境の改善等	第2次健康長崎市民21【期間:H25~R5年度】 【大目標】健康寿命の延伸 【重点目標】生活習慣病の発症及び重症化の予防 健康7分野ごとの次の世代を見据えた健康づくり
2024(R6)~	第5次国民健康づくり【期間:R6~R17年度】 ~健康日本21(第三次)~ ライフコースアプローチに基づく健康づくりの追加	健康ながさき21(第3次)【期間:R6~R17年度】 健康寿命の延伸 ライフコースアプローチに基づく健康づくりの 追加等	第3次健康長崎市民21【期間:R6~R17年度】 【目標】健康寿命の延伸 【基本姿勢】スタートはよりよい生活習慣から 健康分野6分野ごとにライフコースアプローチを踏まえた 健康づくり
2035(R17)			

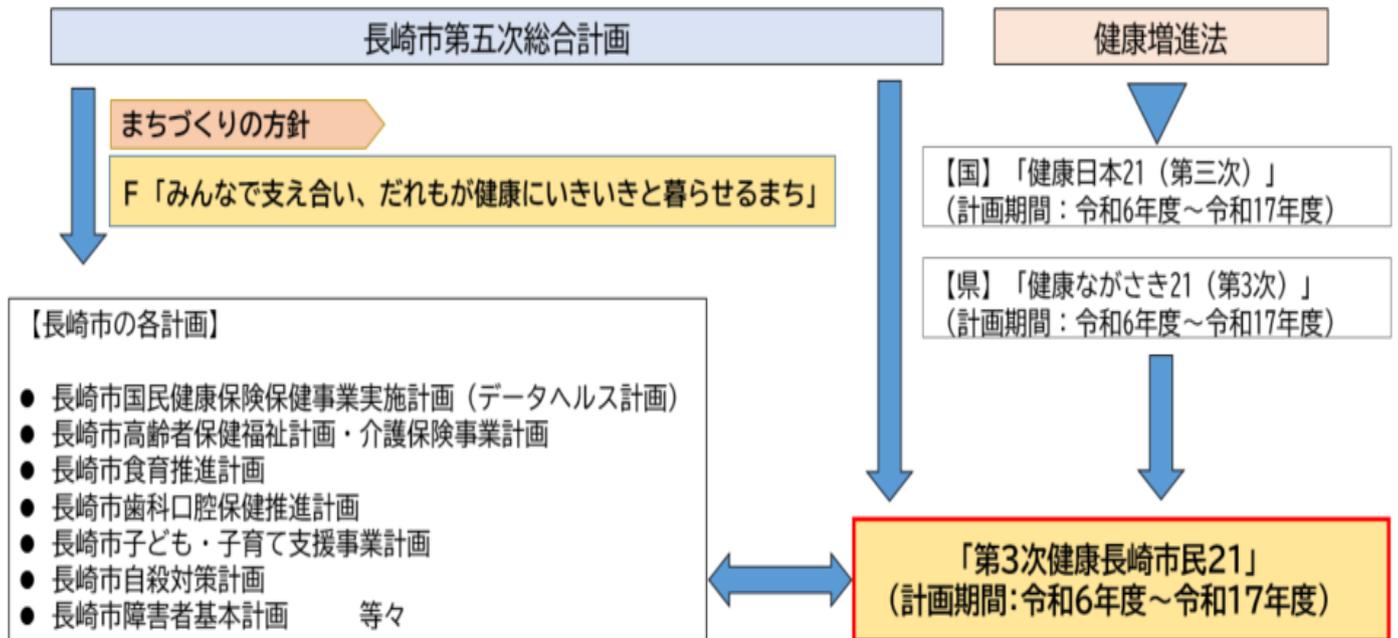
(厚生労働省及び長崎県作成資料を一部改編)

【本計画に基づく健康づくり施策と最も関連するSDGsの目標】

 <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p>	<p>「すべての人に健康と福祉を」</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>
---	---

2 計画の位置づけ

長崎市の健康づくり計画は、「健康増進法」に基づく長崎市の健康増進計画であり、「健康日本 21（第三次）」、「健康ながさき 21（第3次）」を勘案し、長崎市第五次総合計画を踏まえ、関連する計画との整合性を図り、策定します。



3 計画の期間

「健康日本 21（第三次）」及び「健康ながさき 21（第3次）」との整合性を図るため、計画期間を国、長崎県と同じ令和6年度から令和17年度までの12年間とします。

なお、計画期間中に、実質的な効果を確認できるように、国及び長崎県に準じて、計画開始後6年（令和11年度）を目途に中間評価を行います。

4 推進体制

計画の推進にあたっては、関係課をはじめ、地域、企業、学校、保健医療や福祉等の関係団体、保険者等が相互に連携を図っていきます。

また、「健康長崎市民 21 市民推進会議」において、計画の推進に向けての進行管理、評価を行い、効果的な普及啓発のための協議を行います。